

福岡県 道府県民税・市町村民税所得割 非課税世帯

□に✓を記入

高校生等奨学給付金支給申請書

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、福岡県知事の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は福岡県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の支給を申請します。

鉛筆や消せるボールペンでの記入不可

申請者の住所 (保護者等)	〒 〇〇〇-〇〇〇〇	ふりがな	しょうがく たろう
	福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地	申請者の氏名 (保護者等)	奨学 太郎
	電話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇		
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他( )		
世帯区分 ※いずれかの□に印を付けてください。	A.生活保護受給世帯（生活保護受給世帯であって生業扶助を受給しています。）		
	<input type="checkbox"/> A-① 通信制以外の私立学校に通う高校生等 <input type="checkbox"/> A-② 通信制の私立学校に通う高校生等		
	B.道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯です。		
	<input checked="" type="checkbox"/> B-① 通信制以外の私立学校に通う高校生等 <input type="checkbox"/> B-② 通信制の私立学校に通う高校生等		
	C.道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税で、複数の高校生等がいる世帯又は高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯です。		
	<input type="checkbox"/> C-① 複数の高校生等がいる世帯の2人目以降の通信制以外の私立学校に通う高校生等 <input type="checkbox"/> C-② 高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の私立学校に通う高校生等		

(注) 通信制の学校に通う高校生等を含め複数の高校生等がいる場合には、通信制以外の学校に通う高校生等は、C-①にチェックしてください。

【対象となる高校生等について】

ふりがな	しょうがく はなこ	生徒の生年月日	平成 〇 年 〇 月 〇 日
生徒の氏名	奨学 花子		
就学支援金受給資格認定番号			
在学する学校	学校名	私立：〇〇〇〇高等	
	在学期間	平成 31年 4月	
	学校の所在地	〇〇 都道府県	
過去の学校の在学期間	学校名	[令和]	

この欄は記入不要

【書類チェック欄（※申請書を提出する前にチェックしてください。）】

世帯区分 A 共通	<input type="checkbox"/> 生業扶助の措置状況が分かる証明書 ※生活保護受給世帯であって生業扶助を受給している世帯は、添付が必要です。
世帯区分 B、C 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 課税証明書・非課税証明書等 ※道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯は、添付が必要です。
世帯区分 C 共通	<input type="checkbox"/> 健康保険証等の写し ※C-①：1人目の高校生等を確認するため、提出が必要です。 ※C-②：15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹を確認するため、提出が必要です。
福岡県外に在学	<input type="checkbox"/> 在学証明書 ※県外の高等学校等に在学し、学校を経由せず申請する場合は、添付が必要です。

**【保護者等の収入の状況について】（※(1)～(3)のいずれかの口に印を付けてください。）**

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助の措置状況が分かる証明書を提出します。

①  4月1日現在の生業扶助の措置状況が分かる証明書

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。（提出を省略する場合は、(3)の口に印を付けてください。）

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人( )名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

課税証明書等を添付する者(①～⑤)の氏名及び生徒との続柄

ふりがな		生徒との続柄	ふりがな		生徒との続柄
氏名			氏名		

(3) 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

**【扶養親族等の状況について】（※道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の場合は、以下を記入してください。）**

(1) オモテ面の世帯区分で、B又はCの口に印を付けた場合は、下記内容を確認の上、口にレ点をつけてください。

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

(2) オモテ面の世帯区分で、Cの口に印を付けた場合は、「1人目の高校生等」又は「15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹」を記入してください。

世帯員の状況	続柄	氏名	生年月日	学校・学年、職業等	課程
			平成 年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外
			平成 年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外

(注) 7月1日現在の状況を記入してください。「続柄」の欄は、対象となる高校生等を基準としてください。